

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和8年3月12日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 鳴海 圭矢

質問事項	質問の要旨	質問の相手
本当の少子化対策は全てのこどもへの幼児教育・保育の無償化ではないか	<p>令和元年（2019年）10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちと0歳から2歳の住民税非課税世帯のこどもたちは保育料が無償となったが、本当の少子化対策としては、保護者の就労の有無や施設の種別によって、無償化の対象になるか否かが左右されないようにすべきであると考えます。</p> <p>全てのこどもたちへの幼児教育・保育の無償化について、本町の考えを問う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 幼児教育・保育の無償化の意義及び必要性をどのように捉えているか2. 本町における幼児教育・保育の無償化の現状は3. 子育て世帯の経済的負担が大きいのは、住民税非課税世帯に限り無償化となる0歳から2歳の時期ではないかと考えるが、本町の認識は4. 無償化の対象とならない世帯にも町の財源で支援を拡大するとした場合、見込まれる財政負担と考えられる課題は5. 国の制度に加え、独自の取組を実施し、子育て世帯の負担をさらに軽減している自治体もあるが、本町においてもそのような独自の取組を検討する考えはないか	町長 教育長